

御坊市スケートパーク整備基本計画策定業務委託仕様書

1 総則

(適用)

- (1) 本仕様書は、御坊市（以下「発注者」という。）が委託する「御坊市スケートパーク整備基本計画策定業務委託」契約に適用し、業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約書及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。
- (2) 本業務委託は、発注者と協議するとともに一般社団法人 日本スケートボード協会の監修に基づき行うものとする。
- (3) 本仕様書に掲げる適用基準等、和歌山県測量業務共通仕様書、和歌山県土木設計業務等共通仕様書、建築設計業務委託共通仕様書及びその他関係法令を遵守すること。

(契約上限金額)

5, 700, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(協議報告)

受注者は、委託業務の実施に当たり、常に発注者と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、発注者に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

発注者は、委託業務の実施に必要な発注者が所有している資料を受注者の請求により貸与することができるものとする。

(主任技術者)

- (1) 受注者は、委託業務を実施する主任技術者を定め、発注者に届け出る。主任技術者を変更する時は、事前に発注者と協議の上、発注者に届け出る。
- (2) 主任技術者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

(作業計画)

- (1) 受注者は、契約後速やかに発注者と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。
- (2) 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果物の帰属等)

- (1) 委託業務の実施に当たって作成した調査・検討資料、成果物及び収集した情報は、すべて発注者に帰属し、受注者は発注者の承認を得ることなく他に公表・貸与してはならない。
- (2) 発注者は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果物の提出を求めることができる。

(3) 受注者は、契約期間の終了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受注者の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

受注者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

受注者は、情報の紛失若しくは盗聴等の事故により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(情報管理方法の指定)

受注者は、データの取り扱いに当たっては、データ保護管理規定を制定し、規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(TECRIS)

受注者は、契約金額が100万円以上の委託業務においては、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「業務実績データ」の作成を行う。業務実績データは監督員の確認後、(財)日本建設情報総合センター (JACIC) の測量調査設計業務実績入力システムに登録しなければならない。また、登録後登録内容確認書を監督員に提出しなければならない。

(疑義)

受注者は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

2 業務内容

(1) 【スケートパーク基本設計】

ア 現況把握

現場調査を行い、現場状況を詳細に確認し、設計に反映させること。

イ 与条件の細部検討

- ①与条件の把握と整理
- ②各種設計条件の整理と確認
- ③各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④騒音調査の実施
- ⑤現地詳細調査 (設計対象地とその周囲)
(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)

ウ 諸施設の検討及び設定

- ①敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ②空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ③造成基本方針の検討と設定

- ④供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑤整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑥維持管理基本方針の検討と設定

エ 基本設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ②造成計画平面図の作成
- ③施設計画平面図の作成
- ④供給処理設備計画平面図の作成（縮尺－1／500程度）
- ⑤主要断面図の作成（縮尺－1／200程度）
- ⑥主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺－1／30～1／100）

オ 概算工事費の算出

和歌山県における標準単価に基づいた概算工事費の算出

カ 基本計画書の作成

上記検討資料を取りまとめた計画書の作成

キ 照査

- ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③成果物の内容の適正照査

ク 打合せ

業務の主要な区切りにおいて必要に応じて監督員と行う打合せ・協議を行い、会議録を作成すること。打合せ・協議には、必要に応じて御坊市スケートボード協会会員を同席させることがある。

ケ 鳥瞰図又は透視図作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成

コ 説明会等開催支援

関係者向け説明会を開催する際の説明及び資料・会議録を作成する。

(2)【設計の条件】

本業務は、御坊総合運動公園内に新設するスケートパーク施設のあり方（環境面・景観面）を明確にした設計を行うこと。

- ① 計画地は、御坊総合運動公園整備の際に設置された雨水調整池であることから、その機能について、厳守すべき法的、構造的、雨水容量その他基準を満たす必要がある。スケートパーク整備後も、調整池としての機能を継続させる設計を行うこと。
- ② 御坊総合運動公園は供用中の公園であり、指定管理者による管理運営を行っている。また、公園内では、野球、各種イベント、遊具で遊ぶ親子等、多様な利用者が活動しているため、公園の特徴を取り入れた設計を行うこと。
- ③ スケートボードを始め整備後に利用可能な各スポーツの特性、規則・規定、文化等を把握・整理すること。
- ④ 御坊市スケートボード協会の意見を設計に反映させること。なお、御坊市スケートボード協会との調整は御坊市において行う。
- ⑤ 概算工事費の総額を検討するため、セクション毎の概算工事費を算出し、監督員に提示し協議を行うこと。

- ⑥ 一般社団法人 日本スケートボード協会の監修を受けること。(契約は、御坊市で行います。)
- ⑦ 長期間の利用が可能な素材での設計を行うこと。また、舗装構造は明示して提案すること。
- ⑧ 滑走面がフラットなだけの施設にならないように留意し、スケートパークとして魅力ある施設の設計を行うこと。
- ⑨ 独立行政法人 日本スポーツ振興センターが行う助成金制度を活用する予定であるので、制度の趣旨を十分理解して設計を行うとともに、概算工事費算出に際しては、助成対象内外経費を分けて算出すること。

3 成果物

(成果物)

本委託業務の成果物は次のとおりとする。

(1) 業務委託報告書

報告書は、A4サイズで各1組提出する。製本は、バインダータイプとする。なお、図面についても普通紙コピーを添付する。

電子データはCD-R又はDVD-Rで2部提出する。内容は、本業務委託で製本を行った成果を、元のデータ形式及びPDF形式に変換したもので納める。また、図面データはDWG形式及びJWW形式と、PDF形式に変換したものを納める。これらは、ウイルス対策を行ったうえで提出すること。

- ・打合せ会議録
- ・電子データ
- ・基本設計図
- ・基本計画説明書
- ・雨水調整池の容量に関する計算書
- ・照査報告書
- ・使用上のルールなど管理運営の基本方針
- ・利用促進に向けた提案
- ・維持管理に要する費用の試算
- ・騒音影響の検討
- ・鳥観図又は透視図 (A2サイズ1枚)
- ・概算工事費算出書

※縮尺は、監督員の指示によること。

- ・その他関連資料 (参考文献一覧、作成した図面の原典資料等で加工可能なもの)

(2) 電子データのウイルス対策

ウイルス対策におけるウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。

CD-R等のラベル表面には、下記の6項目を記載すること。

- ① 業務委託件名
- ② 作成年月 (完了年月)
- ③ 発注者名
- ④ 受注者名

⑤ 何枚目／全体枚数

⑥ ウイルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

(3) 設計照査

受注者は、業務委託の履行に当たっては、「詳細設計照査要領」を運用することとし、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

(履行の報告)

受注者は、契約期間内に成果物の納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

(検査及び引渡し)

(1) 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を委託業務完了通知書により発注者に通知しなければならない。

(2) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けた時は、その日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(3) 前項に規定する検査に完了した時をもって、成果物の引渡しを完了したものとする。

(契約金額の支払い)

検査の合格後、受注者の請求に基づき発注者が一括で支払うものとする。

5 履行期間

(履行期間)

履行期間は、契約締結の日の翌日から令和7年3月28日（金）までとする。ただし、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの助成金申請に必要な工事費算出内訳書、用地現況カラー写真、整備箇所の位置と各整備箇所の整備内容が確認できる図書等については、監督員と協議のうえ、令和6年12月16日（月）までに必要書類を提出すること。

6 その他

(1) スケートパークの規模等については、整備予定地内に収まるよう整備する予定であるが、具体的な規模については決まっていない。

(2) 本仕様書に記載されていない事項に関して不明点がある場合は、監督員と協議すること。

(3) 業務の進捗状況に応じて、適宜監督員へ報告すること。

(4) 現地調査中に危険箇所が発見された場合は、ただちに監督員に報告すること。

(5) 本業務で作成に使用した資料については、その出典を明らかにするとともに、指示があったものは、整理のうえ提出すること。

(6) 故意又は過失により御坊市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任と負担において損害を賠償すること。

【適用基準等】

基準等	年版等
<p>ア 共通</p> <p>和歌山県福祉のまちづくり条例設計マニュアル 和歌山県景観計画 各市町景観計画（和歌山市、高野町、有田川町、田辺市） 和歌山県景観ガイドライン 和歌山県公共事業景観形成指針 和歌山県公共事業景観形成ガイドブック 各市町景観に関するガイドライン等（和歌山市、有田川町） 犯罪の防止に配慮した住宅の構造・設備等に関する指針 木造計画・設計基準及び同資料 和歌山県屋外広告物の手引き、和歌山市屋外広告物の手引き</p>	<p>平成29年版</p>
<p>イ 建築</p> <p>公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築木造工事標準仕様書 建築物解体工事共通仕様書・同解説 建築設計基準 建築委設計基準の資料 建築構造設計基準 建築構造設計基準の資料 建築工事設計図書作成基準 建築工事設計図書作成基準の資料 建築工事標準詳細図 敷地調査共通仕様書 擁壁設計標準図 構内舗装・排水設計基準 構内舗装・排水設計基準の資料 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針 基礎ぐいの適正な設計について（国住指第4240号 平成28年3月4日）</p>	<p>平成31年版 平成31年版 平成31年版 平成31年版 令和元年版 令和元年版 平成30年版 平成30年版 平成28年版 平成28年版 平成28年版 令和元年版 平成27年版 平成27年版 平成8年版</p>
<p>ウ 建築積算</p> <p>公共建築工事積算基準 公共建築工事標準単価積算基礎 公共建築数量積算基準 公共建築工事共通費積算基準 公共建築工事内訳書標準書式・同解説 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） 公共建築工事積算基準等資料</p>	<p>平成28年12月版 令和2年版 平成29年版 平成28年12月版 平成30年版 平成30年版 令和2年版</p>

<p>工 設備</p> <p>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）</p> <p>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）</p> <p>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）</p> <p>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）</p> <p>建築物解体工事共通仕様書・同解説</p> <p>建築設備計画基準</p> <p>建築設備設計基準</p> <p>建築設備工事設計図書作成基準</p> <p>雨水利用・排水再利用設備計画基準</p> <p>建築設備耐震設計・施工指針</p> <p>建築設備設計計画書作成の手引</p>	<p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成31年版</p> <p>平成30年版</p> <p>平成30年版</p> <p>平成30年版</p> <p>平成28年版</p> <p>2014年版</p> <p>平成30年版</p>
<p>才 設備積算</p> <p>公共建築工事積算基準</p> <p>公共建築工事標準単価積算基準</p> <p>公共建築設備数量積算基準</p> <p>公共建築工事共通費積算基準</p> <p>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説</p> <p>公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）</p> <p>公共建築工事積算基準等資料</p>	<p>平成28年12月版</p> <p>令和2年版</p> <p>平成29年版</p> <p>平成28年12月版</p> <p>平成30年版</p> <p>平成30年版</p> <p>令和2年版</p>